

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度大磯町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月14日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専 決 処 分 書

令和3年度大磯町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月17日

大磯町長 中 崎 久 雄

理 由

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日）の閣議決定に伴い、子育て世帯への臨時特別給付金の迅速な給付に向けた準備を進めるため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

(別紙)

令和3年度大磯町一般会計補正予算（第5号）

令和3年度大磯町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,439,942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,181,315	237,450	2,418,765
1,236,817	237,450	1,474,267
12,202,492	237,450	12,439,942

歳出

款	項
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費
	歳 出 合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,743,113	237,450	3,980,563
1,678,926	237,450	1,916,376
12,202,492	237,450	12,439,942